

## ウィーン日本人国際学校 いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

ここに定める「ウィーン日本人国際学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

### 2 いじめの定義

法第2条「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめ防止に対する基本姿勢

- (1) 「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうるものである」という危機意識をもつと同時に、どの児童生徒でも加害者にも被害者にもなりうる最も身近で深刻な人権侵害であるという認識をもつ。
- (2) 「いじめられている児童生徒を最後まで絶対に守り抜く」という強い信念をもつ。
- (3) 「いじめは人として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- (4) いじめは「いじめられた側ではなく、いじている側に課題がある」という揺ぎない共通認識をもつ。
- (5) 「未然防止」・「早期発見」・「適切な対応」に努めると同時に、校長のリーダーシップのもと全職員が連携し、組織的に取り組む。

### 4 いじめを生まない教育活動の推進について

- (1) 特別の教科道徳を通して、他者を思いやる心の涵養
- (2) 特別活動を通して、規範意識や望ましい集団の在り方についての学習
- (3) 生徒会活動を通して、いじめ撲滅の取組の推進
- (4) 教育相談アンケート、教育相談週間の実施
- (5) スマホ、ネットトラブル等に関する情報モラル教育の充実

### 5 いじめの早期発見に向けて

- (1) 年に5回、「教育相談アンケート」を実施する。また、そのアンケートをもとに教育相談週間を設け、全校児童生徒を対象に教育相談を実施する。
- (2) 日頃の児童生徒の言動と様子を観察する。（登下校時、授業中、休み時間等）
- (3) 毎月「生徒指導委員会」を実施し、教職員間でのいじめ等に関する情報の共有と速やかな対応を行う。

## 6 いじめを発見した場合の具体的対応について

- (1) いじめに係る相談を受けた場合やいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。そして、速やかに客観的な事実確認を行い、把握した内容を担任、生徒指導主事、管理職に報告し、今後の対応を協議の上、決定する。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先する。
- (2) いじめが発生したと認められる時は速やかに、学校協会理事長へ報告する。理事長の求めがあれば、学校長は理事会にて事案の概要、指導経過を報告する。さらに、必要があれば、文部科学省に報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合はいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を複数の教員で継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために何らかの配慮が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (5) いじめの状況に応じては、当該児童生徒の出席停止等の適切な運用および、毅然とした組織的指導の徹底を図る。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめや、学校だけでは対応困難な場合については、警察署、関係機関等と連携して対処する。
- (7) いじめを行った児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、いじめを行った児童生徒が抱える問題の解決を図る。

## 7 いじめ防止のための教員研修について

- (1) いじめ防止対策推進法、本校のいじめ防止基本方針の理解と取組の推進
- (2) いじめ防止に係る教職員研修の実施
- (3) 情報モラル・ネットリテラシーに関する研修

## 8 いじめ防止対策及びいじめ重大事態発生時に係る組織の設置について

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を適切かつ組織的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を次のとおり設置する。
  - ① 役割
    - ・ いじめ防止基本方針の策定
    - ・ いじめの未然防止と早期発見（いじめに関する情報等の収集、記録、共有）
    - ・ いじめ事案への対応（事実関係の聴取、指導方針の決定、指導、見守り）
    - ・ 教職員の資質向上のための校内研修の充実
    - ・ その他いじめ防止に関わること

## ② 組織の構成員

- ・委員長：校長
- ・構成：校長、校長代理、校内教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ事案への対応が必要な教員、PTA 会長

## ③ いじめ防止対策委員会の開催

- ・毎月の校内いじめ防止対策委員会での報告事項は、学校協会理事会にて報告する。
- ・PTA 会長を含めたいじめ防止対策委員会は、年3回（6，11，2月）に実施する。

(2) また、いじめの重大事態の調査を行う組織として、次の委員により構成される「いじめ重大事態調査委員会」を設置する。

なお、いじめの重大事態とは、「いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を指す。（法第 28 条）

### ① 役割

- ・重大事態に係る事実関係の調査（必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報と支援の要請）
- ・調査結果を踏まえ、具体的な対応策の協議
- ・再発防止のための必要な取組みの推進
- ・調査結果について関係児童生徒及び保護者への適切な情報提供
- ・調査結果の学校協会理事会、文部科学省への報告 等

### ② 組織の構成員

- ・委員長：学校協会理事長
- ・構成：理事長、PTA 会長、校長、校長代理、校内教頭、教務主任、生徒指導主事、（いじめ事案への対応が必要な教員）

### ④ いじめ重大事態調査委員会の開催

- ・開催の可否については、校長が学校協会理事長と相談のもと決定する。なお、調査結果は、学校協会理事会、PTA 保護者臨時総会にて報告する。

## 9 取組に対する検証・見直し

(1) 本校のいじめ防止対策基本方針に基づきいじめ防止の取組については、毎年度末に PDCA サイクルを基に見直し、実効性のある取組となるように努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ取組の評価を別途作成し、教職員の自己評価、学校全体としての評価を踏まえ、いじめ防止対策委員会で取組の検証を行い、見直しを図る。

## 10. 令和3年度年間指導計画

※校内生徒指導委員会は、職員会議後に毎月1回開催

月	校内生徒指導委員会 いじめ防止委員会	未然防止への取組	早期発見への取組
4月	第1回生徒指導委員会 ・いじめ防止指導方針の共通理解 ・年度初め、気になる児童生徒の情報共有 理事会での説明・共通理解 <u>PTA総会 4/24</u> ・学級懇談会	学級開き 学級づくり (所属感、人間関係づくり)	教育相談アンケート① (年度初め) 教育相談 4/27～
5月	第2回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換 (教育相談結果より) ・いじめに関する職員研修①	運動会 (協力、連帯感、所属感) 生徒会によるいじめゼロ宣言、標語づくり等	
6月	<u>第1回いじめ防止対策委員会</u> (6/7) 第3回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換	宿泊学習 (望ましい人間関係づくり)	
7月	第4回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換 (教育相談結果より) <u>保護者個人面談(7/22)</u>		教育相談アンケート② (夏休み前) 教育相談 7/12～
8月	第5回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換	創立記念式典 (協力、連帯感、所属感)	
9月	第6回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換		
10月	第7回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換 (教育相談結果より) ・いじめに関する職員研修②	学習発表会 (協力、連帯感、所属感)	教育相談アンケート③ (後期初め) 教育相談 10/12～
11月	<u>第2回いじめ防止対策委員会</u> (11/8) 第8回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換	PTA バザー (協力、連帯感、所属感)	
12月	第9回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換 (教育相談結果より) <u>保護者個人面談(12/16)</u>		教育相談アンケート④ (冬休み前) 教育相談 12/6～
1月	第10回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換	スキー教室 (協力、連帯感、所属感)	
2月	第11回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換 (教育相談結果より)	卒業を祝う会 (感謝の気持ち)	教育相談アンケート⑤ (年度末) 教育相談 2/14～
3月	第12回生徒指導委員会 ・児童生徒の情報交換 ・今年度の取組のまとめと次年度に向けて <u>第3回いじめ防止対策委員会</u> (3/7)	卒業式 (感謝の気持ち)	